

○光市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則

平成28年3月30日

規則第38号

改正 平成31年3月28日規則第6号

令和3年4月1日規則第5号

令和6年3月29日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の施行に関し、法及び空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成27年総務省令・国土交通省令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(立入調査)

第2条 法第9条第2項の規定による報告徴収を行う場合は、その所有者等に対して、空家等に係る事項に関する報告徴収書（様式第1号）により通知するものとする。

2 前項の通知に関する報告は、空家等に係る事項に関する報告書（様式第2号）によるものとする。

3 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書（様式第3号）により行うものとする。

4 法第9条第4項の身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第4号）とする。

(指導)

第3条 法第13条第1項の規定による指導は、指導書（様式第5号）により行うものとする。

2 法第22条第1項の規定による指導は、指導書（様式第6号）により行

うものとする。

(勧告)

第4条 法第13条第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第7号)により行うものとする。

2 法第22条第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第8号)により行うものとする。

(命令等)

第5条 法第22条第4項の通知書は、命令に係る事前の通知書(様式第9号)とする。

2 法第22条第3項の規定による命令は、命令書(様式第10号)により行うものとする。

3 法第22条第13項の標識は、標識(様式第11号)とする。

(行政代執行)

第6条 法第22条第9項の規定により行政代執行(以下「代執行」という。)を行う場合における行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(様式第12号)により行うものとする。

2 法第22条第9項の規定により代執行を行う場合における行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書(様式第13号)により行うものとする。

3 法第22条第9項の規定により代執行を行う場合における行政代執行法第4条の執行責任者たる本人であることを示すべき証票は、執行責任者証(様式第14号)とする。

4 法第22条第11項の規定により代執行を行う場合における行政代執行法第4条の執行責任者たる本人であることを示すべき証票は、執行責任者証(様式第15号)とする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年規則第 11 号）

この規則は、公布の日から施行する。